

# 熊本地震対応・災害に関する税制上の措置一覧

|     |  |             |
|-----|--|-------------|
| 国税  | ①災害損失の繰戻しによる法人税額の還付                        | 法人税         |
|     | ②仮決算の中間申告による所得税額の還付                        | 法人税         |
|     | ③被災代替資産等の特別償却                              | 所得税、法人税     |
|     | ④買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長                    | 所得税、法人税     |
|     | ⑤事業承継税制(相続税・贈与税)における事業継続要件等の緩和             | 相続税、贈与税     |
|     | ⑥指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等                    | 相続税、贈与税     |
|     | ⑦被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税                    | 登録免許税       |
|     | ⑧法人税・消費税の中間申告書の提出不要                        | 法人税、消費税     |
|     | ⑨消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例                   | 消費税         |
|     | ⑩公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税 | 印紙税         |
|     | ⑪被災自動車に係る自動車重量税の特例                         | 自動車重量税      |
| 地方税 | ①災害損失の繰戻しによる法人税額の還付に対応した法人住民税・法人事業税における措置  | 法人住民税、法人事業税 |
|     | ②法人事業税の中間申告書の提出不要                          | 法人事業税       |
|     | ③被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例                   | 固定資産税、都市計画税 |
|     | ④被災代替償却資産に係る固定資産税の特例                       | 固定資産税       |



## 【国税】①災害損失の繰戻しによる法人税額の還付

(法人税)

法人の災害が発生した日（以下「発災日」という。）から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は発災日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額（欠損金額のうち、その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額）がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書（期限後申告書を含む。）又はその中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前1年（青色申告書を提出する場合には、2年）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができる措置を講ずる。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了する事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合において、同日前にその事業年度に係る確定申告書を既に提出しているときは、平成29年4月30日までに納税地の所轄税務署長に対して還付請求書を提出することにより、その災害損失欠損金額について本措置の適用ができることとする。

## 【国税】②仮決算の中間申告による所得税額の還付

(法人税)

法人の災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額（その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のもの）がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額を、その災害損失金額を限度に還付する措置を講ずる。

## 【国税】③被災代替資産等の特別償却

(所得税、法人税)

法人が、特定非常災害の指定を受けた災害が発生した日（以下「発災日」という。）から5年を経過する日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、その災害に基因してその事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。）、構築物若しくは機械装置の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産（以下「被災代替資産等」という。）の取得価額に、次の区分毎に、次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる措置を講ずる。（所得税についても同様とする。）。

| 取得等の時期<br>被災代替<br>資産等の区分 | 発災日から3年目まで | 発災日から4年目・5年目 |
|--------------------------|------------|--------------|
|                          | 建物又は構築物    | 15%(18%)     |
| 機械装置                     | 30%(36%)   | 20%(24%)     |

(注1) 上記の「被災区域」とは、その災害に基因して事業又は住居のように供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。

(注2) 上記のカッコ内の率は、中小企業者等が取得等をする場合の償却率である。

(注3) 平成29年4月1日前1年以内に終了する事業年度の指定期間内に被災代替資産等の取得等をした場合には、同日以後最初に終了する事業年度において、特別償却相当額の償却ができることとする。

## 【国税】④買換特例に係る買換資産の取得期間等の延長

(所得税、法人税)

次に掲げる特例の適用を受ける者が、特定非常災害の指定を受けた災害のため、その買換資産等を予定期間等内に取得等を行うことが困難となった場合には、税務署長の承認等の一定の要件の下、その予定期間等を2年の範囲内で延長する（次の②及び③の特例は、法人税についても同様とする。）。

- ① 確定優良住宅地等予定地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ③ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ④ 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ⑤ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
- ⑥ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

## 【国税】⑤事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件等の緩和

（相続税、贈与税）

災害等の被災者等が非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税贈与制度の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、次の措置を講ずる。

- ① 災害等の発生前に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けている、又は当該認定を受けようとしている会社

災害等により受けた次に掲げる被害の態様に応じ、その認定承継会社の雇用確保要件の免除（ハの場合については、災害等の発生後の売上高の回復に応じて緩和）等をするとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても猶予税額を免除する。

イ 災害により被害を受けた資産が総資産の30%以上である場合

ロ 災害により被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上である場合

ハ 一定の災害等の発生後6月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合

（注）上記の「一定の災害等」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に規定する災害をいう。

- ② 災害等の発生後に相続又は遺贈により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている会社  
上記①の措置に加え、事前役員就任要件を緩和する。

（注）上記の改正は、平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

## 【国税】⑥指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等

(相続税、贈与税)

特定非常災害の指定を受けた災害が発生した場合において、当該災害発生日前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で当該災害発生日以後に申告期限が到来するものについて、その課税価格の計算上、当該災害により被災者生活再建支援法が適用される区域内の土地等及び一定の非上場株式等で当該災害発生日に有してきたものの価額は、当該災害の発生直後を基準とした価額とすることができることとする。

この特例の適用を受ける場合において、特定日（国税通則法の規定により延長された申告期限と当該災害発生日の翌日から10月を経過する日とのいずれか遅い日をいう。）の前日までに申告期限が到来するものについては、その申告期限を特定日まで延長する。

(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

## 【国税】⑦被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税

(登録免許税)

被災者生活再建支援法が適用される自然災害の被災者等が当該自然災害により滅失等をした建物に代わるものとして新築等をした建物の所有権の保存登記等及びその敷地の用に供する土地の所有権等の移転登記等並びにこれらの登記と同時に受けるこれらの建物及び土地の取得資金の貸付け等にかかる抵当権の設定登記で、当該自然災害の発生した日から5年を経過する日までに受けるものに対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成29年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

## 【国税】⑧法人税・消費税の中間申告書の提出不要

(法人税、消費税)

法人税及び地方法人税の中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととする。

消費税の中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととする。

## 【国税】⑨消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

(消費税)

特定非常災害の指定を受けた災害の被災者である事業者が、被災した日の属する課税期間から消費税の課税事業者となることを選択する場合等において、その災害の状況等を斟酌して国税庁長官が別に定める日（以下「指定日」という。）までに課税事業者選択届出書等を提出したときは、本来の提出時期までに提出したものとみなす。また、この場合等において、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件は適用しないこととする等の措置を講ずる。

(注) 上記改正は、平成29年4月1日以後に指定日が到来する特定非常災害の指定を受けた災害について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

## 【国税】⑩公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

(印紙税)

公的貸付機関等又は銀行等の金融機関が激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する措置が適用されるものに限る。）の被災者等に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、当該激甚災害の発生した日から5年を経過する日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととする。

(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後に作成された消費貸借に関する契約書について適用する。

## 【国税】⑪被災自動車に係る自動車重量税の特例

(自動車重量税)

自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する使用済自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日前に被災者生活再建支援法が適用される事前災害を原因として滅失し、又は解体されたものについて、当該自然災害の発生した日から5年を経過する日までに還付申請書が提出された場合には、既に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち、当該自然災害の発生した日から当該有効期間の満了する日までの期間の月数に対応する金額を還付する措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後に滅失し、又は解体された自動車について適用する。

## 【地方税】①災害損失の繰戻しによる法人税額の還付に対応した法人住民税・法人事業税における措置

(法人住民税、法人事業税)

法人の災害が発生した日（以下「発災日」という。）から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は発災日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額（欠損金額のうち、その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額）がある場合における法人税額の還付に係る災害損失欠損金額について、法人住民税及び法人事業税においては、繰越控除制度を適用する措置を講ずる。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了する事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合における法人税額の還付に係る災害損失欠損金額についても適用することとする。

## 【地方税】②法人事業税の中間申告書の提出不要

(法人事業税)

法人事業税の中間申告書の提出について、地方税法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととする。

# 熊本地震対応・災害に関する税制上の措置一覧

## 【地方税】③被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例

(固定資産税、都市計画税)

## 【地方税】④被災代替償却資産に係る固定資産税の特例

(固定資産税)

震災等の事由により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして当該震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限り講ずる。

(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後に生じた震災等の事由による被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について適用する。